

多チャンネル放送サービス契約約款

スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社(以下「SC」という)と、SCが行う多チャンネルサービスの提供を受ける者(以下「加入者」という)との間に締結される契約は、放送法に基づいて定めた以下の条項(以下「本約款」という)によるものとし、地上波再放送およびBSパススルー放送に関する取扱いは別に定める地上波テレビ放送サービスおよびBSパススルー放送サービス加入契約約款によるものとし、本約款への同意は「地上波テレビ放送サービスおよびBSパススルー放送サービス加入契約約款」も合わせて同意したものとみなします。

第1条 (提供するサービス)

SCは、定められた業務区域において以下のサービスを提供します。

(1) テレビ基本サービス

(ア) BS放送

BS放送事業者の放送のうち、SCが定めた放送を同時再放送するサービス。

(イ) 自主放送

基本利用料の範囲内で享受できるチャンネル(以下「ベーシックチャンネル」という)と基本利用料の範囲外で別途有料にて享受できるチャンネル(以下「オプションチャンネル」という)を含むサービス。

(ウ) 上記役務に付帯するサービス。

第2条 (契約の単位)

加入契約は、原則として引込線1回線ごとに行い、セットトップボックスをテレビ受像機等1台に接続するものとします。

- 加入契約は、SCの提供するサービスを加入者又は加入者同一の世帯の者が視聴することを目的として締結されます。ただし、業務等で不特定若しくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時送信若しくは再分配で使用するを目的とする場合など、世帯視聴目的以外の場合(以下「業務利用」という)においては、SCと別の契約(以下「業務契約」という)をするものとします。
- 前項の規定する世帯とは、住居若しくは生計を共にする者の集まり又は独立して住居若しくは生計を維持する単身者としてします。

第3条 (加入申込の承諾)

加入契約は、加入申込者が所定の加入申込書を提出し、SCが承諾したときに成立するものとします。

- SCは前項の定めに係わらず、次の場合には加入契約を承諾しないことがあります。

(1) 引込設備又は宅内設備の設置及び保持することが著しく困難な場合。

(2) 引込設備又は宅内設備の設置及び保持することが著しく高額となる場合。

(3) 加入申込者がサービスに係わる料金の支払いを怠る恐れがある場合。

(4) 加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)に属すると判明した場合。

(5) その他、サービスを行う上でSCの業務遂行上、著しく支障がある場合。

(6) 業務契約の締結を行わず、業務利用する恐れがある場合。

3. 本条第 1 項の規定に係わらず、ウェブサイトによる加入契約の申込の場合は、加入申込者はSCが別に定める手続きにしたがって加入申込をするものとします。

第 4 条（解約）

加入者は、契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日前までに所定の用紙によりSCに届け出るものとします。

2. 加入者は、別に定める解約手数料をSCに支払うものとします。
3. SC は、引込端子から保安器または光回線終端装置(以下「ONU」という)までの設置に要する別に定める費用(以下「引込工事負担金」という)、保安器または ONU の、出力端子からテレビ受像機等までの設置に要する別に定める費用(以下「宅内工事費」という)、自営柱の建柱や地下埋設等の特殊な工事を必要とする場合の費用(以下「その他工事費」という)。また、「引込工事負担金」「宅内工事費」「その他工事費」を合せて、以下「工事費」という)、加入契約料、及び解約手数料等の返戻はいたしません。ただし、SCがやむを得ないと認めた場合はその限りではありません。
4. 加入者は、第 8 条及び第 12 条に定める料金を、当該解約の日までの分まで支払うものとします。ただし、解約月以降の利用料が既に支払われている場合にはこの分を返戻します。
5. SCは、解約に伴いSCの施設を撤去します。ただし、引込線、セットトップボックスの撤去費用及び加入者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその費用を負担するものとし、SCが撤去に伴う協力を求めた場合、これに便宜を提供するものとします。
6. 電力・電話等の無柱化等、SC、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、SCの施設の変更を余儀なくされ、かつSCの施設の代替構築が困難な場合、SCは加入者にあらかじめ理由を説明した上で加入契約を解除することができるものとします。
7. 共同住宅居住者、賃貸戸建居住者等で建物所有者との CATV 導入基本契約が解約に至った場合、SCは加入者に理由を説明した上で加入契約を解除することができるものとします。
8. 加入契約を解約及び解除した場合でも、故意又は過失によって解約前に生じた加入者の補償責任及び義務は失効しないものとします。
9. 加入者は、放送法百五十条の三に基づき初期契約解除をすることができるものとします。その場合、加入者は所定の方法によりSCに届け出るものとします。また、届け出より以前に工事が完了している場合、SCは別途定めるサービス利用料金、及び工事に関する費用を除き加入者へ請求できないものとします。

第 5 条（義務違反によるサービスの停止又は解除）

SCは、第 8 条、第 12 条及び第 17 条に定める料金が支払期日を経過してもなお支払われない場合、若しくは支払を怠る恐れがある場合、その他本約款に違反したと認められる場合には、加入者に催告無しにサービスの停止をすることができるものとします。また、加入者に催告の上、加入契約を解除することができるものとします。

2. 前項において、加入者の都合により、SC から加入者に対する催告が到達しない場合も同様とします。
3. SCは、加入者が反社会的勢力に属すると判明した場合、及び加入者が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を越えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をまたは暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いてSCの信用を毀損またはSCの業務を妨害する行為、その他これらに準じる行為をした場合には、催告することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

4. SCは、加入者が業務契約の締結を行わず、業務利用が判明した場合には催告することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
5. 加入者は第1項及び第3項、第4項により、契約解除となった場合、SC施設及びセットトップボックスの撤去に同意するものとし、かつ、SCが撤去のため敷地内へ立ち入ることを承諾するものとします。
6. 加入者は、第1項及び第3項、第4項により、サービスの停止又は契約解除となった場合、必要な費用を負担するものとします。
7. 第1項及び第3項、第4項により、契約解除となった場合、加入者が別途支払ったNHKのテレビ受信料、衛星放送受信料と株式会社WOWOWの視聴料が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、SCは何ら責任を負わないものとします。
8. 第1項及び第3項、第4項により、契約解除となった場合、加入契約料、工事費及び手数料等は返戻しません。

第6条（サービスの利用一時休止）

テレビ基本サービスの加入者は、サービスの利用一時休止を希望する場合には、その期間を定めて事前にその旨を所定の用紙によりSCに申し出るものとします。申し出た期間、若しくは本条第4項に定める最長期間満了後は、当然に利用一時休止は終了してサービスの提供が再開されるものとします。なお、サービス再開後1年以内の利用再休止はできないものとします。

2. 利用一時休止期間中、別に定める利用料金をSCに支払うものとします。
3. 利用一時休止期間中、NHKの衛星放送、WOWOW及びBSデジタル放送等の衛星放送番組を含む全ての自主放送番組が享受できません。
4. 利用一時休止期間は最長6ヶ月間を限度とします。

第7条（サービスの利用特別休止）

加入者は、課金開始月から起算して25ヶ月目以降の場合に限り、特別休止制度を適用することができるものとします。利用特別休止、及び再開時はその旨を所定の用紙によりSCに申し出るものとします。

2. 申し出の翌月1日を起算日とし、最長24ヶ月を限度とします。
3. 2の期間中、利用料金は発生しないものとします。
4. 2の期間中「地上波テレビ放送サービスおよびBSパススルー放送サービス加入契約約款」の第1条で定めるサービスについても提供を停止するものとします。
5. セットトップボックスの再設置日を再開日とし、その日から料金は発生するものとします。なお、再開後24ヶ月間以内の利用特別休止はできないものとします。
6. 利用特別休止期間中はNHKの衛星放送、WOWOW及びBSデジタル放送等の衛星放送番組を含む、すべての自主放送番組が享受できません。
7. 加入者は、別に定める特別休止手数料をSCに支払うものとします。
8. SCは、特別休止に伴いセットトップボックスを撤去します。ただし、加入者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその費用を負担するものとし、SCが撤去に伴う協力を求めた場合、これに便宜を提供するものとします。
9. SCは利用特別休止期間が24ヶ月を経過したときは、加入者に告知せず加入契約を解除できるものとします。

第8条（加入契約料及び利用料金）

加入者は、別に定める加入契約料及び利用料金をSCに支払うものとします。

2. 本サービスに加入の上、別に定める加入契約料及び利用料金を支払う加入者は、地上波テレビ放送サービス加入契約約款に定める利用料の支払いを免除するものとします。
3. SCの責に帰すべき事由により、第1条に定めるサービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、SCがこのことを知ったときから起算して月のうち連続して10日以上この状態が継続した場合は当該月分の利用料は無料とします。ただし、第1条(1)(ウ)のうち番組単位で支払うものについては、この限りではありません。
4. SCは社会情勢の変化、サービス内容の拡充等により料金の改定をできるものとします。
5. NHKのテレビ受信料、衛星放送受信料と株式会社WOWOW等のBS有料チャンネルの視聴料はSCが設定した料金の中には含まれておりません。

第9条（消費税）

加入者がSCに対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、加入者は、SCに対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第10条（同時加入に伴う利用料金の割引）

次に定める条件をすべて満たす加入者が、SCに所定の用紙を提出した場合、SCが別に定める料金表に規定する利用料金の割引を適用するものとします。

- (1) テレビ基本サービス、施設利用サービス、光施設利用サービスのいずれかに加入し、第12条の規定に従い費用の支払いが行われている。
 - (2) 株式会社コミュニティ ネットワークセンターよりSCを介して提供する MediaCat インターネットサービス、若しくはKDDI株式会社よりSCを介して提供するケーブルプラス電話サービスについて、一方又は両方加入し、料金の支払いが行われている。
 - (3) 加入者と、本項(2)で定める契約の契約者が同一である。
 - (4) テレビ基本サービス、施設利用サービス、光施設利用のサービスのいずれかの契約と、本項(2)で定める契約で利用する施設が同一である。
2. 次の場合、前項で定める利用料金の割引は適用されないものとします。
- (1) テレビ基本サービス若しくは株式会社コミュニティ ネットワークセンターよりSCを介して提供する MediaCat インターネットサービスを一時利用休止している場合。
 - (2) テレビ基本サービス、株式会社コミュニティ ネットワークセンターよりSCを介して提供する MediaCat インターネットサービス、KDDI株式会社よりSCを介して提供するケーブルプラス電話サービスの何れかの月額基本料が、日割りにて請求される場合。
 - (3) 新規、変更、追加申込の受付を終了したサービスに加入している場合。

第11条（継続利用期間）

SCは、本サービスの品目ごとに継続利用期間を定めることがあります。

第 12 条（料金の計算）

テレビ基本サービスの月額基本利用料は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間により 1 ヶ月に満たない場合には、利用日数に応じた日割り計算により支払うものとします。

2. 料金計算の開始は提供サービスを始めた月とし、終了は契約の解約又は解除の月とします。
3. 加入契約料、工事費及び手数料等の発生があった場合は本条第1項の金額に合算するものとします。
4. SCは、加入者から特に申し出のない限り、請求書及び領収書の発行はしないものとします。

第 13 条（支払い方法）

加入者は、第 8 条、第 12 条及び第 17 条に定める費用を、SCが指定する期日までにSCが指定する方法により支払うものとします。

第 14 条（延滞金）

加入者は、料金の支払について指定の支払期日より遅延した場合、支払期日の翌日より支払日まで、年利 14.6%の割合による延滞金をSCに支払うものとします。

第 15 条（解除料）

加入者は、SCが別に定める料金表に規定する解除料の適用に該当する場合、SCが別に定める料金表に規定する解除料を支払うものとします。

第 16 条（セットトップボックス）

SCは、テレビ基本サービスの加入者にセットトップボックスを貸与します。

2. 加入者は、使用上の注意事項を遵守して維持管理するものとします。
3. 加入者は、加入者の故意又は過失により破損又は紛失した場合、別に定める損害金をSCに支払うものとします。
4. 加入者は、契約の解約又は解除の場合、速やかにSCに返却するものとします。
5. 加入者は、SCが必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

第 17 条（施設の設置、所有及び工法）

SCは、サービスを提供するための施設（放送センターよりテレビ受像機等に至るまでの施設をいいます。以下「本施設」という）のうち保安器または ONU までの設置に要する費用を負担し、これを所有するものとします。ただし、加入者は引込工事負担金を支払うものとします。又、自営柱の建柱、地下埋設等の特殊な工事を必要とする場合、加入者はその実費を負担するものとします。

2. 加入者は、宅内工事費を負担し、本施設のうち保安器若しくは ONU の出力端子からテレビ受像機等に至るまでの施設を所有するものとします。ただし、テレビ基本サービスの加入者が使用するセットトップボックスは貸与となります。
3. 共同受信方式によりサービスの提供を受ける加入者については、建物所有者等とのCATV導入基本契約の内容に基づくものとします。
4. 共同住宅等の本施設の設置並びに工事に際し、業者、工法及び使用機器等についてはSCの指定による

ものとしします。

5. 加入者は、加入者の各種変更の希望により本施設に工事を要する場合には、その費用を負担するものとしします。

第 18 条（施設の維持）

SCの維持管理責任範囲は、本施設の保安器または ONU の、出力端子までとしします。

2. 加入者は、SCに無断で本施設の改修、補修、増設及び他の機器等を接続する工事はできません。

第 19 条（故障）

加入者の故意又は過失により本施設に故障を生じさせた場合及び故障の原因が保安器若しくは ONU の、出力端子以降の施設による場合は、その修復に要する費用は加入者の負担としします。

第 20 条（設置場所の変更）

加入者は、SCの業務区域において、接続工事が可能な場合に限り、テレビ受像機等の設置場所を変更することができます。

2. 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合、事前にその旨を所定の用紙によりSCに申し出るものとしします。
3. 加入者は、変更に必要な費用をSCに支払うものとしします。

第 21 条（設置場所の無償利用及び便宜の提供）

加入者は、SCのサービスの提供を受けるにあたり、加入者が所有又は占有する敷地、家屋及び構築物をSCが必要に応じて無償で使用することを承諾するものとしします。

2. 加入者は、SC又はSCが指定する業者が本施設の設置、検査、修理、撤去及び復旧を行なうため、ならびにサービスを提供する上で必要に応じ加入者が所有又は占有する敷地、家屋及び構築物等の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を提供するものとしします。
3. 加入者は、設置場所の無償利用及び便宜の提供に関して地主、家主その他利害関係者がある時は、予め必要な承諾を得ておくものとしします。

第 22 条（放送内容の変更）

SCは次の場合、放送内容を予告なしに変更することがあります。

- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生した際又は発生する恐れがある場合。
- (2) SC及びその他の事情により、緊急に変更せざるを得ない場合。

第 23 条（番組編成の変更）

SCは次の場合、番組編成を変更することがあります。

- (1) サービス内容の充実を目的としたもの。
- (2) 番組供給事業者の事由によるもの。

第 24 条（サービスの一時中断）

SCは次の場合、サービスを一時中断することがあります。

- (1)電力会社等が行う工事に伴う停電及び本施設の保守点検、修理及び検査等を行なう場合。この場合SCは事前に加入者にその旨、番組案内誌等を利用して通知するものとしますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (2)天災、事変等の非常事態又は不測の事故等やむを得ない事由が発生した場合。

第 25 条（免責事項）

SCは、第 22 条、第 23 条及び第 24 条に係わる利用料金の支払拒絶、又は損害賠償の請求には応じません。

2. 加入者は第 1 条に定めるサービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、SCは、一切の責任を負わないものとし、加入者は自己の責任と費用負担において、第三者に生じた損害または損失及びこれに関連するすべての問題を処理解決し、SCに何ら負担が生じることのないようにするものとします。
3. 加入者が本約款に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によってSC及び提携事業者に損害を与えた場合、SCおよび提携事業者は、当該加入者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第 26 条（BSデジタル放送用ICカード及び専門チャンネル用ICカード）

BSデジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という）に関する取扱いについては、加入者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。なお、本約款への同意は「B-CASカード使用許諾契約約款」も合わせて同意したものとみなします。

2. 専門チャンネル用ICカード（以下「C-CASカード」という）を必要とするセットトップボックスを利用する加入者は、セットトップボックス1台につき1枚のC-CASカードをSCより無償貸与されるものとし、セットトップボックスの解約又は契約の解除後は、すみやかにC-CASカードをSCに返却するものとします。また、SCは必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求することができるものとします。
3. C-CASカードはSCに帰属し、SCは加入者がSCの手配による以外のデータ追加及び変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによるSC及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
4. 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者は別に定める再発行手数料をSCに支払うものとします。

第 27 条（名義変更）

SCは、加入者の契約における権利の譲渡及び担保設定は一切認めないものとします。

2. 法人の合併の場合又は相続等により同一世帯において加入者の異動がある場合、新加入者はSCの承認を得て別に定める手数料を支払うことにより名義を変更するものとします。
3. 名義変更の際、工事又は調整が必要な場合は新加入者がその実費を負担するものとします。

第 28 条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、サービス内容の変更及び加入申込書記載事項に変更がある場合、速やかにSCに届け出るものとします。

第 29 条（著作権及び著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、SCの提供するサービスの、不特定又は多数人に対する上映、その他の方法による複製及びかかる複製物の上映、その他SCが提供しているサービスに対して有する著作権及び著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

2. SCは、前項に違反及び業務契約の締結を行わずに業務利用を行ない、不正使用により生じた第三者を含む損害又は損失に対して、損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第 30 条（不正使用の禁止）

SCは、加入者がSC指定のテレビ受像機等以外の機器に接続することを禁止します。

2. 加入者は前項に違反した場合、SCのサービス提供を受け始めた時にさかのぼり、当該利用料金をSCに支払うものとします。

第 31 条（個人情報の取扱い）

SCは、加入者個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 696 号。以下「指針」という）に基づくほか、SCが指針第 28 条に基づいて定めるSCの個人情報保護方針及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2. SCの個人情報保護方針及び個人情報の取扱いに関して、SCのホームページ（<http://www.starcat.co.jp>）において公表します。

3. SCは、保有する加入者個人情報を、以下の目的のために利用し、目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

- (1) サービスの加入契約
- (2) サービスのための工事
- (3) サービスの保守・サポート対応
- (4) 番組案内誌の配達
- (5) 料金請求業務
- (6) サービス・サポート・キャンペーン・コンテンツ情報等の連絡
- (7) サービスの向上を目的とした視聴者調査
- (8) サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
- (9) サービスに付帯した申込、登録等の代行と委託元への申込、登録情報の提供

4. SCは、以下の場合を除き、前項の利用目的を超えて加入者個人情報を取扱うことや第三者に提供することはありません。

- (1) 加入者が同意した場合。
- (2) 個人情報の保護に関する法律第 23 条（第三者提供の制限）第 1 項第 1 号から第 4 号に該当する場合。
- (3) 工事業務、番組案内誌、請求書、連絡文書等の配達業務、ヘルプデスク業務、請求書発行業務、料金収納業務、料金督促業務等の目的のために、加入者個人情報を外部業者へ委託する場合。
- (4) サービスに付帯して必要な申込み、登録等を委託元から受託して個人情報を代行収集し、取扱う業務を

行うために、安全管理、秘密の保持等を内容とする契約を締結した上、以下の内容で加入者個人情報を取扱う場合(これらの情報に変更が生じた場合に、SCから連絡して情報の修正を行う場合も含みます)。

| 代行収集し提供する 加入者個人情報項目 | 提供目的(提供の方法) | 委託元・提供先 |
|-------------------------------------|--|------------------|
| 氏名・住所・電話番号・生年月日・性別 | オプションチャンネルサービス提供のため(申込書又は暗号化されたデータを媒体で提供) | オプションチャンネル番組提供会社 |
| WOWOW デジタル有料放送サービス加入契約 申込書に登録の項目 | WOWOW デジタル有料放送サービス提供及び 契約申込書の提供のため(申込書を提供) | (株)WOWOW |
| NHK 衛星放送受信料「団体一括支払」利用申 込書に登録の項目 | NHK 衛星放送受信料「団体一括支払」利用及 び利用申込書の提供のため(申込書を提供) | 日本放送協会 |

(5) サービスに付帯して以下の内容で加入者個人情報を共同利用する場合

| 共同利用する 加入者個人情報項目 | 共同利用目的 | 管理責任 共同利用範囲 |
|-----------------------------|---|----------------------------|
| SCが付与する加入者番号、 テレビサービスの種類 | サービスに加え、(株)コミュニティ ネットワークセンターと共同でサービスするMediaCatインターネットサービスを申込み加入者のセット割引料金適用のため | SC (株)コミュニティ ネットワークセンター |

5. SCは、前項(3)により加入者個人情報を委託する場合には、加入者個人情報の漏えい、滅失、き損の防止等、加入者個人情報の安全管理のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結し、必要かつ適切な監督を行います。また、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

6. 加入者は、個人情報の一部を記入、登録をしたくない場合は、SC はその意思を尊重した取扱いをします。ただしその結果としてSC のサービスの一部又は全部を提供できない場合があります。

7. SCは、加入者本人から加入者個人情報の開示・訂正・利用目的等の通知の求め、提供の停止の求め、苦情相談、個人情報保護の運用については以下において受け付けております。個人情報の保護に関する法律第18条第4項第1号から第4号に該当する場合は、求めに応じられないこともあります。

個人情報の照会・訂正・削除・提供の停止 営業部 TEL 052-231-2310

個人情報の苦情相談窓口 管理部 TEL 052-231-2398

個人情報保護管理者 取締役 野島 伸司

8. SCは認定個人情報保護団体である財団法人放送セキュリティセンターの対象事業者です。SCの個人情報の取扱いに関する苦情については以下へ解決の申し出をすることもできます。

個人情報保護センター(財団法人放送セキュリティセンター内) TEL03-5213-4714

9. SCは、SCが取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知し、その事実関係及び再発防止対策につき公表します。ただし指針第29条第4項に該当する場合はこの限りではありません。

第 32 条 (個人情報の匿名化)

SCは、前条の規定に基づき収集した個人情報の匿名化を行って、個人識別性を完全に喪失させ、前条に規定する目的外に利用することがあります。

第 33 条 (国内法への準拠)

この約款は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約に関する一切の紛争については、訴額に応じ、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

第 34 条 (約款の改定)

SCは、本約款を改定することがあります。なお、約款が改定されたときは、以後の契約条件は新しい約款によるものとします。

2. SCは特に必要があるときには、この約款に特約を付することができます。

第 35 条 (定めなき事項)

本約款に定めなき事項が発生した場合には、双方誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

第 36 条 (附帯サービス)

(1) 録画機能付きセットトップボックスについて

録画機能付きセットトップボックスについては、SCのデジタル放送サービス加入者に限り利用することができます。サービス内容に関しては、別に定める利用規約により提供するものとします。

(2) VOD(ビデオオンデマンド)サービスについて

VOD サービスについては、SC のテレビ・インターネット・ケーブルプラス電話いずれかのサービス加入者に限り利用することができます。ただし、加入者宅の機器や配線等の設備状況及び通信環境により利用できない場合があります。サービス内容に関しては、別に定める利用規約により提供するものとします。

第 37 条 (提供するサービスの廃止)

SCは、業務上の都合により本約款第 1 条に定めるサービスを廃止することができるものとします。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めるものとします。

2. SCは、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヶ月前までにSCホームページ上での掲載等、SCの定める方法によりその旨を告知するものとします。

3. SCは、都合により別途料金表に定めるサービス品目(以下、当該サービス品目)を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は別のサービス品目へ変更を請求することができるものとします。請求を行わなかった加入者に関しては、当該サービス品目を廃止する日をもって、他の代替サービス品目への変更、または加入契約を解除するものとします。

4. SCは、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の3ヶ月前までにSCホームページ上での掲載等、SCが定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知するものとします。

第 38 条 (端数処理)

SCは、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

付則(平成22年10月1日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年10月1日より実施します。

(解除料の適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、加入者が改正前の規定により第10条(同時加入に伴う利用料金の割引)の適用を受けている場合、第15条(解除料)の支払いを要さないものとします。

付則(平成24年11月1日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年11月1日より実施します。

(本改正規定実施前に定めるサービスの変更に係る経過措置1)

2 SCは、加入者の承諾の上、ホームターミナルをセットトップボックスに変更を行った本改正規定実施前に定める「アナログティアサービス」の加入者について、別に定める料金表にかかわらず、以下表の料金を適用するものとします。

| サービスの種類 | | 利用料 |
|----------------|----------|-------|
| デジタル放送サービス | 移行特別メニュー | 1,200 |
| 2台目以降の利用料金 | | 1,200 |
| オプションチャンネル利用料金 | | |
| グリーンチャンネル | | 1,200 |
| レインボーチャンネル | | 2,300 |

3 SCは、以下の場合に第2項の適用を終了します。

- (1) 加入者が、放送サービスの変更を行う場合
- (2) 加入者が、放送サービスの利用一時休止を行う場合
- (3) 加入者が、別住所への設置場所の変更を行う場合

(本改正規定実施前に定めるサービスの変更に係る経過措置2)

4 SCは、加入者の承諾の上、デジアナ放送用セットトップボックスをデジタル放送用セットトップボックスに変更を行った本改正規定実施前に定める「デジタルティアサービス」の加入者について、本改正規定実施の日から「デジタルミニサービス」へ移行したものとみなします。

(パックメニューに関する経過措置)

5 SCは、本改正規定実施前に定める「ダブルパック10M」、「トリプルパック10M」の加入者について、本改正規定実施の日からダブルパック10Mは「ダブルパック30M」に、トリプルパック10Mは「トリプルパック30M」へ移

行したものとみなします。

6 第5項における契約月数または利用月数は、本改正規定実施前における契約月数または利用月数をそれぞれ通算して取り扱います。

付則(平成25年4月1日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年4月1日より実施します。

(経過措置1)

2 この改正規定実施の際、現にSCと加入者との間で締結している本サービスに係る契約は、この改定規定実施日において本改定規定実施後の約款に移行したものとします。

(経過措置2)

3 この改正規定実施の際、現に第10条2項(3)に定めるサービスに加入している場合であっても、第10条(同時加入に伴う利用料金の割引)の適用を受けている場合には、本改定規定実施前における割引を適用します。ただし、割引適用の条件となるサービスのうち、ひとつでも契約変更、一時中断、一時停止、もしくは解約となった場合には、本改定規定実施後の約款に準ずるものとします。

付則(平成29年6月1日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年6月1日より実施します。

(経過措置1)

2 SCは、本改正規定実施前に定める「楽録ブルーレイライトサービス+デジタルパックD」、「楽録DVDライトサービス+デジタルパックD」、「楽録ライトサービス+デジタルパックD」、「デジタルライトサービス+デジタルパックD」の加入者について、本改正規定実施の日から楽録ブルーレイライトサービス+デジタルパックDは「楽録ブルーレイエース」に、楽録DVDライトサービス+デジタルパックDは「楽録DVDエース」に、楽録ライトサービス+デジタルパックDは「楽録エースサービス」に、デジタルライトサービス+デジタルパックDは「デジタルエース」へ移行したものとみなします。

(経過措置2)

3 SCは、本改正規定実施前に定める「楽録ブルーレイエースサービス」、「楽録DVDエースサービス」、「楽録エースサービス」、「デジタルエースサービス」の加入者について、本改正規定実施の日から別に定める料金表に関わらず、以下の表の料金を適用するものとします。

| サービスの種類 | | 1台目 | 2台目以降 |
|----------------|------------|-------|-------|
| デジタル 放送サービス | 楽録ブルーレイエース | 6,100 | 3,500 |
| | 楽録DVDエース | 5,600 | 3,000 |
| | 楽録エース | 4,900 | 2,300 |

| | | | |
|--|---------|-------|-------|
| | デジタルエース | 4,100 | 1,500 |
|--|---------|-------|-------|

付則(平成29年7月1日)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年7月1日より実施します。

クレジットカード支払いに関する特約

- (1) 加入者は、加入者が支払うべきSCの工事費、利用料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- (2) 加入者は、加入者からSCに申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。またSCが、加入者が届け出たクレジットカードの発行カードの指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外でSCが代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- (3) 加入者は、SCに届け出たクレジットカード番号、有効期限に変更があった場合、遅滞なくSCにその旨を連絡するものとします。
- (4) SCは、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、SC又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。